附則に次の一項を加える。

3　当分の間、エルサルバドル及びジンバブエにおける手数料の額は、アメリカ合衆国における手数料の額と同額とし、アメリカ合衆国ドルにて納付するものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

第二条　この省令による改正後の国外における旅券手数料の額を定める省令の規定は、この省令の施行の日以後に旅券法施行令（平成元年政令第百二十二号）第五条第一項各号、第二項各号、第三項各号及び第四項各号に掲げる処分の申請をする者に係る手数料について適用し、同日前にこれらの処分の申請をした者に係る手数料については、なお従前の例による。

（国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令の一部改正）

第三条　国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（平成二十一年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を削る。

第四条　国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（平成二十二年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を削る。

第五条　国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（平成二十三年外務省令第二号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を削る。

第六条　国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（平成二十四年外務省令第二号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を削る。

第七条　国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（平成二十五年外務省令第二号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を削る。

第八条　国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（平成二十六年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を削る。

第九条　国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（平成二十六年外務省令第七号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を削る。

第十条　国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（平成二十七年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を削る。

第十一条　国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（平成二十八年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を削る。

第十二条　国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（平成二十九年外務省令第二号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を削る。

第十三条　国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（平成三十年外務省令第二号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を削る。

第十四条　国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（平成三十一年外務省令第二号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を削る。

第十五条　国外における旅券手数料の額を定める省令及び領事官の徴収する手数料の額を定める省令の一部を改正する省令（令和二年外務省令第三号）の一部を次のように改正する。

附則第四項を削る。